

放置違反金公示納付命令書

- 1 納付命令を受ける者
下記の弁明通知書番号の弁明通知書により通知を受けた者
- 2 納付命令の内容
放置違反金に相当する金額として弁明通知書に記載された金額の放置違反金の納付
- 3 納付命令の理由
弁明通知書記載の納付命令の原因となる事実
上記のとおり道路交通法第51条の4第4項及び同条第10項の規定により命令します。
なお、この納付命令を受けた者は、道路交通法第51条の4第11項の規定に基づき、この命令によって放置違反金を納付したものとみなされます。

令和 8 年 8 月 27 日

愛知県公安委員会



弁明通知書番号
541012607220010020
541022607231010040
541022607241010080
541022607271000030
541042607130010090
541052607030080020
541162606080070040
541162607010180240
541162607021010050
541162607040220180
541162607130130010
541162607130130130
541162607140270110
541162607150050080
541162607150120280
541162607160090010
541162607160300030
541162607191010050
541162607220060060
541162607220090150
541162607220120130
541162607220130040
541162607240290080
541162607245520950
541162607250260050

弁明通知書番号
541162607260080060
541162607260150010
541172607171010020
541182607230010090
541212607220020020
541212607270010080
541222607135494580
541232607191010020
541312607240010030
541422607105291790
541432607210030010
542522607145056740
542522607170020140
542522607210010070
542522607220010110
542522607230010020
542522607270010030
542542607240030120
542772607215130500
542782607195290720
543812607135511780
543822607235407970
543832607230010050
543852607230010110
543852607240020050

[illegible]

2/2

教 示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、愛知県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県公安委員会になります。）。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県公安委員会になります。）。

なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。